

「愛知県果樹農業振興計画」の概要について

項目	現状 (2024年)	目標	
		(2030年)	現状対比 (%)
栽培面積 (ha)	3,901	3,901	(100)
生産量 (t)	42,220	42,220	(100)
産出額 (億円)	181	196	(108)

1 計画の位置づけ

- 「果樹農業振興特別措置法」(昭和36年法律第15号)に基づく県の振興計画
国の「果樹農業振興基本方針」(2025年4月30日公表)に即して策定
- 「食と緑の基本計画2030」に係る果樹分野の個別計画であり、県内果樹産地が策定する「果樹産地構造改革計画」の指針となるもの

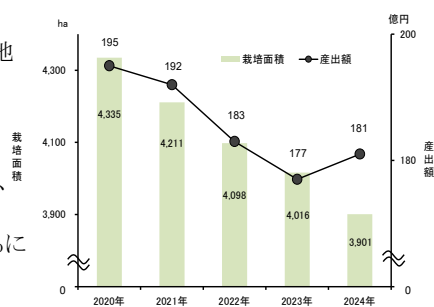
2 計画期間

- 2026年度～2030年度の5年間の計画(目標年度:2030年度)
- 概ね5年毎の国基本方針の改正に合わせて見直し

本県果樹農業の現状・課題

《生産》

- 本県では栽培面積が日本一のいちじくを始め、ハウスみかん等多様な果樹産地を形成
- 2024年の栽培面積は、2020年と比べ約400ha減少
- 2024年の産出額は前年より上昇したが、2020年と比べ14億円減少
- 2024年の生産量は2020年と比べ77%に減少



年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
生産量 (t)	54,515	49,266	54,916	46,722	42,200

《担い手・産地》

- 販売のあった経営体のうち果樹類の単一経営体数は、2010年には3,093経営体、2020年には2,468経営体(2010年対比80%)に減少
- 果樹産地の維持を図るため、基幹経営体の経営強化に加え、担い手の確保・育成が必要
- 県育成オリジナル品種や本県産果樹の生産力・供給力の強化が必要

《流通》

- 本県産果樹の出荷先は、みかん、もも、いちじくは市場出荷が多く、ぶどう、なしは直売等の市場外仕向けが多い
- 品目により出荷先が異なるため、マーケットインの視点に立った生産・出荷を行うことが必要

《消費》

- 果実摂取量は、健康増進の観点から望ましいとされる1人1日当たり200g(厚生労働省)を大幅に下回る(2024年76.4g)
- 果樹に対する関心や理解の醸成を図り、果実を食べる習慣を定着させていくことが必要

《果樹を取り巻く情勢》

- 気候変動による夏季高温等への適応策が必要
- 鳥獣被害が拡大しており、果実を安定生産・安定供給するための対策が必要

主な施策の方向

【振興する果樹】

主要品目 … うんしゅうみかん、ぶどう、なし、もも、いちじく
 地域を支える果樹 … その他かんきつ類、かき、くり、うめ、キウイフルーツ、
 ぎんなん、ブルーベリー (合計12品目)

果樹経営の強化と担い手の確保・育成

1 果樹経営の強化

- マーケットインの視点により優良品目・品種への転換を推進
- 国、県事業を活用し経営基盤を強化
(いちじく雨除け施設の整備、高性能な農業機械の導入等)



いちじくの雨除け施設

2 担い手の確保・育成

- 農起業支援センターにおいて新規就農を支援
- 農業塾等の受入体制整備を支援
- 次世代への農業経営継承を支援

果樹産地の生産・供給力の強化

1 高品質・安定生産に資する新品種・新技術の開発と普及

- 県育成オリジナル品種の開発・普及
- 高品質・安定多収技術の開発 (ハウスみかんの高度環境制御等)
- 国事業等を活用し、基盤整備や優良品種への改植・新植等を推進



いちじく新品種
「愛知イチジク1号
(仮称)」

2 果樹産地の維持・強化

- 労働生産性向上を図る省力化技術の普及 (なしの省力樹形等)
- 援農制度等の取組を支援

3 気候変動等への適応

- 夏季高温対策技術の開発

4 鳥獣被害防止対策等の推進

本県産果実の魅力を高め伝える取組の推進

1 ブランド化、消費宣伝活動の取組推進

かんきつ「夕焼け姫」、なし「あいみずき(瑞月)」等

2 環境と調和のとれた持続的な果樹生産

3 6次産業化等の推進

4 輸出等の取組拡大

5 地産地消の推進



シンボルマーク

本県
の
特色
を生
かした
果樹
農業
の
振興
魅力
と
やり
がい
のある
果樹
経営
の
確立